ご存じですか？
授業料以外の教育費支援

令和7年度

奨学のための給付金のご案内

鹿児島県教育委員会

1　奨学のための給付金制度とは

○　高校生等（専攻科含む）がいる国が定める所得要件を満たす世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費，教材費，学用品費，ＰＴＡ会費，修学旅行費等）の軽減を目的とした，**返還不要の給付金**です。

○　世帯区分に応じて**年額10,100円～143,700円**を支給します。
※家計急変による申請の場合は，申請時期によって支給額が異なります。

○　支給を受けるには**毎年，申請手続が必要**です。

○　就学支援金（認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度）とは別の手続となりますのでご注意ください（就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます）。

申請期間

令和7年
7/1（火）～7/31（木）まで
※前倒し申請を行った**新入生**について，7/1以降も支給対象となる場合は，**再度申請手続が必要**です。
※7/2以降に家計急変した場合は随時申請できます。

2　支給要件（支給対象者）

全日制・定時制・通信制	専攻科
【所得要件】※基準日時点で以下のいずれかの世帯に該当すること。 （家計急変による申請の場合は，経済的理由から以下のいずれかの世帯に相当する世帯）	
・生活保護（生業扶助）受給世帯 ・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がどちらも非課税（０円）である世帯	・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下に該当する世帯 ァ 非課税（０円）である世帯 ィ 105,500円未満である世帯 ゥ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯
【その他の要件】※基準日時点で以下の要件全てに該当すること。	
・**高校生等が基準日に在学**していること ・**高校生等が高等学校等就学支援金，学び直しの支援金，専攻科の生徒への修学支援のいずれかの支給対象者**であること ・**保護者等（親権者又は父母等）が鹿児島県内に住所を有している**こと ・児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと ※里親委託費のうち，修学旅行費又は特別育成費を受給してる世帯に扶養されている高校生等は対象外です。	

基準日：７月１日（前倒し支給は４月１日，家計急変世帯は申請した翌月（申請のあった日が月の初めである場合は，申請のあった月）１日）

3　申請手続の流れ

1. **申請用紙を取得します**
   ☞各学校の事務室にお問い合わせください（鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）。
2. **申請用紙に記入します**
   ☞申請用紙に必要事項を記入し，添付書類を準備します。（４を参照）
3. **申請書等を提出します**
   ☞各学校の事務室へ提出してください。
4. **決定通知が届きます**
   ☞支給決定後，各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。
5. **指定口座に振り込まれます**
   ☞**令和７年12月頃（前倒し支給は８月頃）**に支給予定です。（家計急変による申請の場合は支給日が異なります。）

4　支給額（年額）・申請に必要な書類

	全日制・定時制・通信制			専攻科		
世帯区分	生活保護（生業扶助）受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯		保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯		
		全日制 定時制	通信制	非課税	105,500円未満	264,500円未満かつ扶養する子が3人以上
支給額※1※2 （高校生等１人当たりの年額）	32,300円	143,700円	50,500円	50,500円	10,100円	10,100円
申請に必要な書類※3	**各世帯区分に応じて，以下の書類を揃えて提出してください。** ※　対象生徒が一世帯に２人以上いる場合も，生徒ごとに書類を揃えて申請してください。					
①**奨学のための給付金受給申請書**※4 （別記第１号様式）	○	○	○	○	○	○
②**口座振込申出書**（別紙１） ・原則，申請者名義の口座を指定してください。 ・通帳（金融機関名，口座番号，口座名義人（カナ）が分かる部分）又はキャッシュカードの写しを貼り付けて提出してください。	○	○	○	○	○	○
③**生活保護（生業扶助）受給証明書** ・福祉事務所が基準日以降に発行し，「生業扶助」の記載があるもの	○					
④**課税証明書等**（市町村役場で発行） ・両親いれば父母それぞれ提出してください ・課税証明書等は就学支援金の申請で提出する場合は省略できます。		○	○	○	○	○
以下⑤は扶養する子が３人以上いることを確認するための書類です。						
⑤**扶養親族申告書**（様式11） ・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が３人以上いる場合は提出してください。						○
⑥**在学証明書**（様式4-1）	（**県外**の高等学校等に在学する場合に必要です。） ※　基準日以降に学校で発行してもらってください。					
⑦**個人対象要件証明書（専攻科のみ）** （様式10-1）						
⑧**委任状**（別記第７号様式）	（在学する高等学校等による学校徴収金の代理受領を希望する場合に必要です。）					
⑨**扶養誓約書**（様式３）	（主たる生計維持者が申請者となる場合に必要です。）					
⑩**家計急変状況申出書**（別紙２）	（家計急変による申請の場合に必要です。）					

※　家計急変による申請の場合は，上記書類に加えて，家計急変の理由等を証明する書類が必要になります。
詳しくは各学校の事務室にお問い合わせください。

※１　１人の高校生等につき，年１回，在学中に通算して３回（定時制課程又は通信制課程の場合は４回，専攻科に通う高校生等は専攻科在学中に通算２回（修業年限が１年の場合は１回））を上限として支給します。ただし，高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については，この回数に加えて１回（定時制，通信制は最大で２回まで）支給することができます。

※２　私立の高校生等の場合，支給額が異なります。

※３　その他，家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

※４　受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合で，課税証明書等の住所が鹿児島県外の場合は，申請者の住民票（マイナンバー記載なし）を添付してください。

5　提出先・お問合せ先

申請書等の提出またはご不明な点につきましては，各学校の事務室までお問い合わせください。
鹿児島県教育委員会ホームページでも案内しています。

鹿児島県　奨学のための給付金　検索

鹿児島県教育委員会ホームページ：https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html

※　保護者等が鹿児島県外にお住まいの方は，各都道府県へお問い合わせください。
各都道府県の問合せ先は，以下の文部科学省ＨＰに掲載されています。
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm